

2021年4月

教育資金贈与信託「まごよろこぶ」ご契約関係者さま

三菱UFJ信託銀行株式会社
事務管理部

教育資金贈与信託「まごよろこぶ」の令和3年度税制改正について

拝啓 いつも格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

お客さまにご契約いただいております教育資金贈与信託「まごよろこぶ」の令和3年度税制改正について下記の通りご案内いたします。

敬具

記

令和3年4月1日施行・・・施行日以後の新規契約（既存契約への追加信託を含む）

項目	改正内容									
適用期限	新規契約（追加信託を含む）の期限が令和3年3月31日から令和5年3月31日に延長されます。									
相続税	贈与者死亡時点の管理残額(※1)はその贈与者の相続税課税対象となります。									
	<table border="1"><thead><tr><th></th><th>変更後</th><th>現在</th></tr></thead><tbody><tr><td>相続税の対象(※2)</td><td>(死亡時期にかかわらず)すべての贈与</td><td>死亡前3年以内の贈与</td></tr><tr><td>孫への2割加算</td><td>対象になります(※3)</td><td>対象外</td></tr></tbody></table>		変更後	現在	相続税の対象(※2)	(死亡時期にかかわらず)すべての贈与	死亡前3年以内の贈与	孫への2割加算	対象になります(※3)	対象外
		変更後	現在							
相続税の対象(※2)	(死亡時期にかかわらず)すべての贈与	死亡前3年以内の贈与								
孫への2割加算	対象になります(※3)	対象外								
※1 非課税拠出額から教育資金の支出額を控除した残額 ※2 贈与者死亡時に受贈者が23歳未満または在学中などの場合は引き続き対象外 ※3 被相続人の一親等の血族及び配偶者以外は相続税額が2割加算										
税務関係書類の押印	教育資金非課税申告書等の税務書類における押印が不要となります。									

以上

ホームページ

まごよろこぶ

検索

<https://www.tr.mufg.jp/mago/mago.html>

お問い合わせフリーダイヤル



0120-05-4807

まご しあわせ

平日9:00～17:00